

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第767号

2015年(平成27年)10月29日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る行政不服審査法の改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について(答申)

2015年(平成27年)10月13日付けで諮問(第767号)された情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る行政不服審査法の改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)第53条第2項第2号の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての個人情報保護条例の一部改正については適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

個人情報保護条例の一部改正に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

個人情報保護条例では、自己を本人とする管理情報の開示請求又は訂正等の請求に対する諾否決定処分を受けた請求者の権利救済のため、不服申立てに係る条項を規定している。

開示請求又は訂正等の請求に対する諾否の決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、市長の附属機関である藤沢市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

このたび、違法又は不当な処分に対する不服申立てに関し、公正性の向上、使いやすさの向上及び救済手段の充実・拡充の観点から、2014年(平成26年)6月6日付けで行政不服審査法が改正(以下「改正法」という。)された。

これに伴い、不服申立ての種類(審査請求及び異議申立て)が「審査請求」に一元化されることにより、異議申立て手続が廃止され、ま

た、原処分に関与していない職員が「審理員」となり、中立的な立場で審理する「審理員制度」が導入されるなど、不服申立ての仕組みが変わることとなる。

しかし、現行の個人情報保護に関する不服申立ての制度は、改正法と同等以上の手続き保障の水準が確保されているため、現行の制度を継続させることが必要だと考える。

現行の制度を継続させるため及び改正法の規定に従い個人情報保護条例中の各条項を整備するため、個人情報保護条例を一部改正する必要がある。

本件における個人情報保護条例の一部改正については、個人情報保護制度の重要な変更該当することから、個人情報保護条例第53条第2項に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対し、諮問するものである。

(2) 改正する条項及びその内容

ア 個人情報保護審査会への諮問（個人情報保護条例第44条）

改正法では、第9条第1項において、審理員が審理手続を行う旨規定されているが、ただし書で条例に基づく処分について条例に特別の定めを置くことにより、審理員による審理手続の適用を除外することができることとしている。

総務省の「行政不服審査制度の見直し方針（平成25年6月21日総務省）」の中で、「行政不服審査法に基づく手続の特例等を定める個別法については、行政不服審査法と同等以上の手続保障の水準を確保することを基本として、各個別法の趣旨を踏まえ、必要な規定の整備を行うことが適当である。」と述べられている。この、行政不服審査法と同等以上の手続保障の水準を確保することが、審理員制度が除外される条件と考えられる。

本市では、昭和62年の個人情報保護条例制定時から現在に至るまで、同条例による開示等請求に係る諾否決定に対して不服申立てがあった場合、個人情報保護制度に関する識見を有する外部委員で構成された、独立性のある第三者的機関としての個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）により、迅速かつ公正な調査審議を行っている。

また、審査会では、調査審議にあたり不服申立人及び諾否決定処分を行った実施機関双方の主張を聴き、審査会として有する知見を基に処分の妥当性を客観的に判断した上で、的確な答申がなされている。

さらに、諾否決定処分を行った実施機関では、審査会による答申を尊重し、不服申立てに対する最終的な決定が行われている。

これらのことから、現行の審査会による審理手続は総務省が定める水準を満たしているため、本市においては審理員による審理手続を除外したいと考える。

このため、個人情報保護条例第44条では、改正法第9条第1項

ただし書に基づき審理員による審理手続を除外する旨を同条第2項に規定する。

イ 意見の陳述等（個人情報保護条例第49条）

改正法では、第9条第1項ただし書に基づき審理員による審理手続を除外した場合、同条第3項及び改正法別表第一により、審理員が行う手続を審査庁に読み替えて手続を行うこととされているが、読み替える手続の一つとして、改正法第31条に基づく審査請求人又は参加人による口頭意見陳述の機会の付与や処分庁に対する質問を認める規定がある。

改正法第31条では、個人情報保護条例ですでに規定している口頭意見陳述の機会付与（改正法第31条第1項）及び補佐人の出頭（改正法第31条第3項）に加え、口頭意見陳述の申立人の手続保障の充実を図るため、改正法第31条第5項で当該申立人の処分庁に対する質問を認めるものとしている。また、改正法第31条第2項でその実効性を確保するためすべての審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁等）を招集するものとし、同条第4項で審査請求に係る事件に関係のない事項の口頭意見陳述を制限することを認めるものとしている。

本市では、現状どおりの審査会による口頭意見陳述の手続を維持するため、現行制度に則した規定の整備を行う必要がある。

このため、個人情報保護条例第49条では、同条第1項前段で定める口頭意見陳述及び同項後段で定める補佐人の出頭に係る規定を、改正法第31条第1項及び第3項に則した規定とし、改正法第31条第2項、第4項及び第5項に係る規定を明記する。また、個人情報保護条例第49条第2項及び第3項における意見書の提出に係る規定を次条に規定する。

ウ その他

(ア) 法律番号の改正（個人情報保護条例第44条）

改正前の行政不服審査法の法律番号を引用している箇所は、改正法の施行に伴い、改正法の法律番号に改める必要がある。

このため、個人情報保護条例第44条本文では、改正法の法律番号を規定する。

(イ) 文言の改正（個人情報保護条例第44条～51条）

改正前の行政不服審査法における異議申立ては、改正法の施行に伴い審査請求に一元化されることとなるため、用語を改める必要がある。

このため、個人情報保護条例第44条から第51条までに規定する「不服申立て」、「決定」、「不服申立人」を「審査請求」、「裁決」、「審査請求人」に改正する。

(ウ) 条の繰り下げ（50条～63条）

個人情報保護条例第49条（意見の陳述等）に規定する内容は、改正後の個人情報保護条例では第49条（意見の陳述）及び第5

0条（意見書等の提出）にそれぞれ規定する。

このため、個人情報保護条例第50条から第63条までの条を1条ずつ繰り下げる。

(3) 藤沢市個人情報の保護に関する条例 新旧対照表（抜粋）
別紙のとおり

(4) 施行予定年月日
2016年（平成28年）4月1日

(5) 提出資料

- ア 資料1 藤沢市個人情報の保護に関する条例
- イ 資料2 行政不服審査法 新旧対照表（抜粋）
- ウ 資料3 改正後の行政不服審査法（抜粋）
- エ 資料4 逐条解説 行政不服審査法（抜粋）
- オ 資料5 行政不服審査制度の見直し方針（総務省）
- カ 資料6 行政不服審査法関連三法案について（総務省）

3 審議会の判断理由

当審議会は、個人情報保護条例第53条第2項第2号の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての個人情報保護条例の一部改正について、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報保護条例中に改正法に基づく「審理員による審理手続」を適用しない旨の規定を設けることについて

実施機関の説明によれば、改正法第9条第1項ただし書に基づく条例では、行政不服審査法と同等以上の手続保障の水準を確保しなければならないとのことである。

そこで検討すると、本市では昭和62年の個人情報保護条例制定時から現在に至るまで、同条例による開示等請求に係る諾否決定に対して不服申立てがあった場合、個人情報保護制度に関する識見を有する外部委員で構成された、独立性のある第三者的機関としての審査会により、迅速かつ公正な調査審議を行っている。

また、審査会では、調査審議にあたり不服申立人及び諾否決定処分を行った実施機関双方の主張を聴き、審査会として有する知見を基に処分の妥当性を客観的に判断した上で、的確な答申がなされている。

さらに、諾否決定処分を行った実施機関では、審査会による答申を尊重し、不服申立てに対する最終的な決定が行われている。

したがって、本市の条例は行政不服審査法と同等以上の手続を保障しているといえる。

以上のことから判断すると、個人情報保護条例第44条の規定に「審理員による審理手続」を適用しない旨の規定を設けることについて妥当であると認められる。

(2) 改正法第31条の規定に合わせた条項の整備について

実施機関の説明によれば、改正法第9条第1項ただし書に基づく条

例には、行政不服審査法と同等の口頭意見陳述等の定めを行わなければならないとのことである。

そこで検討すると、個人情報保護条例第49条では、同条第1項前段で定める口頭意見陳述及び同項後段で定める補佐人の出頭に係る規定を、改正法第31条第1項及び第3項に則した規定とし、改正法第31条第2項、第4項及び第5項に係る規定を明記し、また、個人情報保護条例第49条第2項及び第3項における意見書の提出に係る規定を次条に規定することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報保護条例第49条の規定に係る改正案は妥当であると認められる。

(3) その他

実施機関では、その他の改正内容について、次のように述べている。

改正法の施行に伴い、個人情報保護条例第44条に規定する法律番号を改めるとともに、個人情報保護条例第44条から第51条までにおける文言を改正する。

また、個人情報保護条例第49条に規定する内容を改正後の個人情報保護条例では第49条及び第50条に規定するため、個人情報保護条例第50条から第63条までの条を1条繰り下げる。

以上のことから判断すると、個人情報保護条例第44条から第63条までの規定に係る改正案は妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、上記の趣旨を踏まえた個人情報保護条例一部改正案は妥当であると認められる。

以 上